

## 予防・健康づくりアプリ導入構築評価業務の調達に係る総合評価実施要領

### 1. 業務の目的

この要領は、市町村国保の被保険者を対象としたスマートフォンアプリケーション「予防・健康づくりアプリ」の導入構築評価業務（以下「本業務」という。）を実施する業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

予防・健康づくりアプリ導入構築評価業務

#### (2) 業務内容

別紙「予防・健康づくりアプリ導入構築評価業務委託仕様書」による

#### (3) 業務履行期間

上記業務内容のうち、「予防・健康づくりアプリ導入構築評価業務」については、契約締結日から令和3年3月31日まで、「運用保守業務」については、見積もり期間として令和3年4月1日から令和4年3月31日までを想定している。「運用保守業務」については別途委託予定。

### 3. スケジュール

(1) 公募開始	令和2年10月12日（月）
(2) 質問書受付締切	令和2年10月19日（月）
(3) 質問に対する回答	令和2年10月20日（火）
(4) 参加申込書受付締切	令和2年10月22日（木）
(5) 参加資格確認結果通知	令和2年10月23日（金）
(6) 事前説明会	令和2年10月26日（月）
(7) 提案書類提出締切	令和2年11月 2日（月）
(8) 書類審査結果送付	令和2年11月 5日（木）
(9) プレゼンテーション審査	令和2年11月11日（水）
(10) 審査結果通知	令和2年11月12日（木）

※ただし、上記スケジュールについては、沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）の事務上の都合により変更できるものとする。

### 4. 参加資格・参加申し込み方法等

#### (1) 参加資格

次に掲げる事項を満たす者とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平

成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ③ 公募開始日において、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす認証 (JISQ27001 または ISO/IEC27001)、またはプライバシーマークの認証 (JISQ15001) を取得していること。
- ④ 営業年数が令和2年10月1日現在において3年以上であること。

## (2)参加申し込み方法

以下の提出書類に必要事項を記入し、押印の上、提出すること。

### ① 提出書類

- ・様式1「参加申込書」  
※認証の取得を証明する書類の写し
- ・様式4「会社概要書」
- ・様式7「外部委託先選定表」

### ② 提出方法

持参又は郵送とする。

#### 【持参する場合】

事前に電話にて総務課企画係に予約を取ること。

#### 【郵送する場合】

記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出場所に届いていること。

また、郵送する旨を事前に総務課企画係まで連絡すること。

### ③ 提出場所

〒900-8559 沖縄県那覇市西3丁目14番18号  
沖縄県国民健康保険団体連合会 総務課企画係 (国保会館2階)

### ④ 提出期間

#### 【持参する場合】

令和2年10月12日(月)から令和2年10月22日(木)までの  
土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

#### 【郵送する場合】

令和2年10月22日(木) 必着

## (3)参加申込の承認について

参加資格要件の審査結果については、応募のあった業者に令和2年10月23日(金)にメール又は電話連絡により通知する。

## 5. 事業費限度額

### (1)予防・健康づくりアプリ導入構築評価費用

30,000,000円(税抜)

※(1)の金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、契約額を保障するものではない。

なお、運用保守業務については、別途委託予定となっている。

## 6. 選定方法及び評価基準

- (1) 提出された提案書類について書類審査を行う。応募者数が5者を越えた場合は、書類審査の上位5者がプレゼンテーション審査へ参加できるものとする。
- (2) 書類審査及びプレゼンテーションの評価は、国保連合会事務局評価委員（以下、「評価委員」という。）により審査し、業者を選定する。
- (3) 書類審査とプレゼンテーション審査の結果を総合し、最終的に1位となる提案者を受託候補者とし、2位となる提案者を次点者とする。
- (4) 評価委員ごとにすべての評価項目の点数を合計し、合計点が高い順に順位を付し、順位を順位点とする（例：1位＝1点、2位＝2点）。なお、合計点が高点となった場合は、順位点を按分する（例：1位に2提案者が並んだ場合は、 $(1+2) \div 2 = 1.5$ 点ずつを2提案者に与え、1.5位が2提案者にあるものとして扱う）。
- (5) すべての評価委員の順位点を合計し、最も順位点が少ない者を1位の提案者として選定し、次に順位点が少ない者を2位の提案者とする。なお、順位点の合計が高点の場合、1位とした評価委員が多い提案者から上位とする。1位の獲得数も同数の場合、2位とした評価委員が多い提案者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。また、順位の獲得数にも差のない場合は、各評価委員による順位点に置き換える前の点数を合計し、より点数の多い提案者から上位とする。
- (6) 書類審査とプレゼンテーション審査の結果を総合し、得点が満点の6割に満たない場合には、受託候補者または次点者と特定しない。

## 7. 提案方法等

### (1) 質問

#### ① 質問方法

電子メールにて別紙質問票で総務課企画係あてに送付すること。

**【E-mail】** [kikaku@okikoku.or.jp](mailto:kikaku@okikoku.or.jp)

※件名は「予防・健康づくりアプリ導入構築評価業務の調達に関する質問」とすること。

※送付した際は、事務局（098-863-2321）に電話し、メールの受信確認をすること。

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受付けない。

#### ② 質問期間

令和2年10月12日（月）から令和2年10月19日（月）午後5時

### (2) 質問への回答

#### ① 回答方法

本会のホームページに適宜掲載する。

#### ② 回答日

令和2年10月20日（火）

(3) 提出書類

① 提出書類

別紙「予防・健康づくりアプリ導入構築評価業務の調達に係る提案書類一覧」のとおり。

② 提出場所

〒900-8559 沖縄県那覇市西3丁目14番18号

沖縄県国民健康保険団体連合会 総務課企画係（国保会館2階）

③ 提出方法

持参又は郵送とする。

【持参する場合】

事前に電話にて総務課企画係に予約を取ること。

【郵送する場合】

記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出場所に届いていること。

また、郵送する旨を事前に総務課企画係まで連絡すること。

④ 提出期間

【持参する場合】

令和2年10月27日（火）から令和2年11月2日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【郵送する場合】

令和2年11月2日（月）必着

⑤ 提出部数

10部（正本1部・副本9部）

※提出形式は別紙「予防・健康づくりアプリ導入構築評価業務の調達に係る提案書類一覧」に記載のとおり。

※プレゼンテーションは評価委員に参加業者名を伏せた状態で行うため、提案書には参加業者名や製品名等、参加業者名を特定できる情報を含まないよう配慮すること。

※提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

※提出後の書類の訂正・差し替えは認めない。

(4) 書類審査

書類審査後、参加業者に結果を通知する。

(5) プレゼンテーション審査

提出された提案書類について、下記日程によりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションの際には、デモ機を使った提案をすることも可とする。

評価委員で審査後、参加業者に結果を通知する。

① 日時

令和2年11月11日（水）（予定）

② 場所

国保会館2階 第一会議室

※新型コロナウイルス感染症の影響により、プレゼンテーション及びヒアリングは対面ではなく、Web会議（Zoom）により行う可能性がある。具体的な日程等については、後日通知する。

③ 提出書類

代理人がプレゼンテーションに参加する場合は、「委任状」に必要事項の記載及び押印をし、プレゼンテーション審査時に本会へ提出すること。

④ 出席者

1者3名以内とする。

⑤ 実施時間

提出書類に基づき1者40分以内のプレゼンテーションを行う。

その後、20分以内の質疑応答を実施する。

⑥ 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品（パソコン等）については、参加業者の負担において用意すること。

⑦ その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

8. 評価結果の通知について

審査結果については、プレゼンテーション審査後、1週間以内に参加者全員へ書面にて通知する。

9. 評価結果の公表

審査結果の公表は行わない。

10. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 様式3「機能仕様一覧」の必須項目に空欄あるいは「△（次年度対応可）」又は「×（対応不可）」の回答があった場合

⑤ 事業費限度額を超えた見積を提出した場合

⑥ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

⑦ 審査の公平性を害する行為があったと本会が認める場合

11. 入札の辞退

参加申込書の提出後、入札を辞退する時は、辞退届を令和2年11月2日（月）までに提出する

こと。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

## 12. その他留意事項

- (1) 入札に係る費用については、すべて参加業者負担とする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加業者が負うものとする。
- (3) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではない。まず仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と見積り合わせを行い、承諾となった場合に契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (4) 参加業者が1者であっても得点が満点の6割に満たない場合には受託候補者と特定しない。
- (5) 協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が契約を辞退した場合には、次点者と協議する。

## 13. 事務局

沖縄県国民健康保険団体連合会 総務課企画係

担当者 比嘉、渡慶次

【電話番号】 098-863-2321

【FAX番号】 098-867-6758

【E-Mail】 [kikaku@okikoku.or.jp](mailto:kikaku@okikoku.or.jp)